

令和5年12月1日

週休2日促進工事に関する Q&A

※営繕工事のみ

Q1) 新見市が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。

A1 新見市が発注する営繕工事で、発注者が指定する工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、特記仕様書にその旨を明記してあるとともに、入札図書として週休2日促進工事特記仕様書が添付されています。

Q2) 週休2日促進工事の対象工事で週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A2 週休2日促進工事を達成しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q3) 対象期間とは何か。

A3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備期間（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q4) 工事完成日とは何か。

A4 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、現場着手日及び現場完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q5) 必ず土曜日、日曜日に休まないといけないのか。

A5 営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休2日促進工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

Q6) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事象等によ

り現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「新見市営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の2.(2)対象期間から除外する期間を決定します。

Q7) 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実施を明示してください。

Q8) 休日の確認はどのように行うのか。

A 8 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画表」に記載された休日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

Q9) 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないこととなるのか。

A 9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「新見市営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の2.(2)対象期間に含まないこととしています。

Q10) 週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 10 現在の設定工期は、雨天、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q11) 週休2日促進工事の積算方法はどのようなものか。

A 11 4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。（「週休2日促進工事における補正・積算方法」参照）

Q12) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A 12 週休2日促進工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q13) 設計変更とは具体的には何か。

A13 現場閉所（現場休息）が4週8休（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日））未満であった場合は、工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。

Q14) 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A14 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工事に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。
営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした補正は必要ありません。

Q15) 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A15 現場管理費及び一般管理費等について、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。
また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q16) 週休2日促進工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

A16 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

Q17) 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。